

# お客様！ “違法”な配管に なっていないませんか？

給水管に、バルブや逆流防止弁（装置）などを設置していても、工業用水道・地下水・薬品などの配管と一時的でも直接つなぐことは、違法な配管（水道法違反）であり、たいへん危険ですので、こうした配管があれば、すぐに切断して下さい。

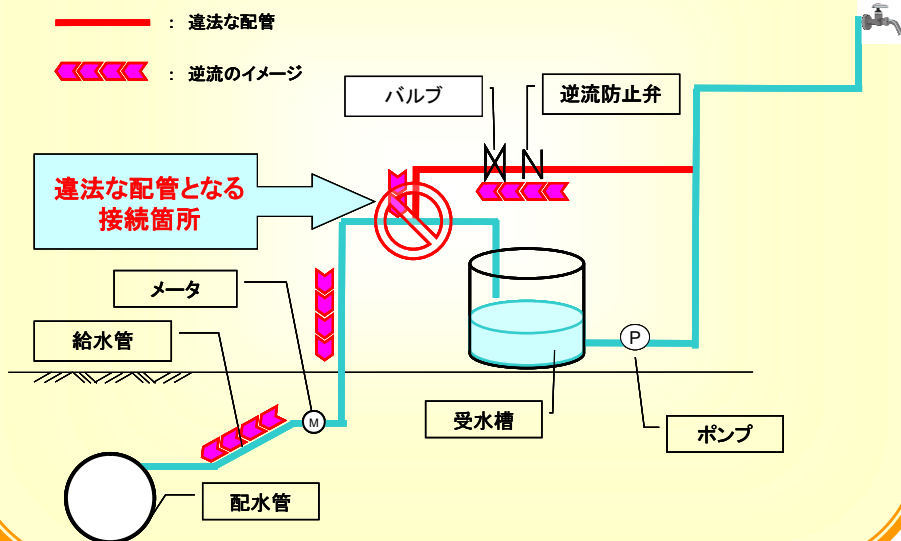
違法な配管は・・・

- ・水道管に、工業用水道・地下水・薬品などが逆流して、水道水が汚染されるおそれがあります。
- ・ポンプのある配管と直接連結されている場合は、ポンプの圧力によって、近隣地域まで水道水が汚染され、広範囲での水質事故となるおそれがあります。
- ・条例違反行為として行政処分の罰則対象となります。

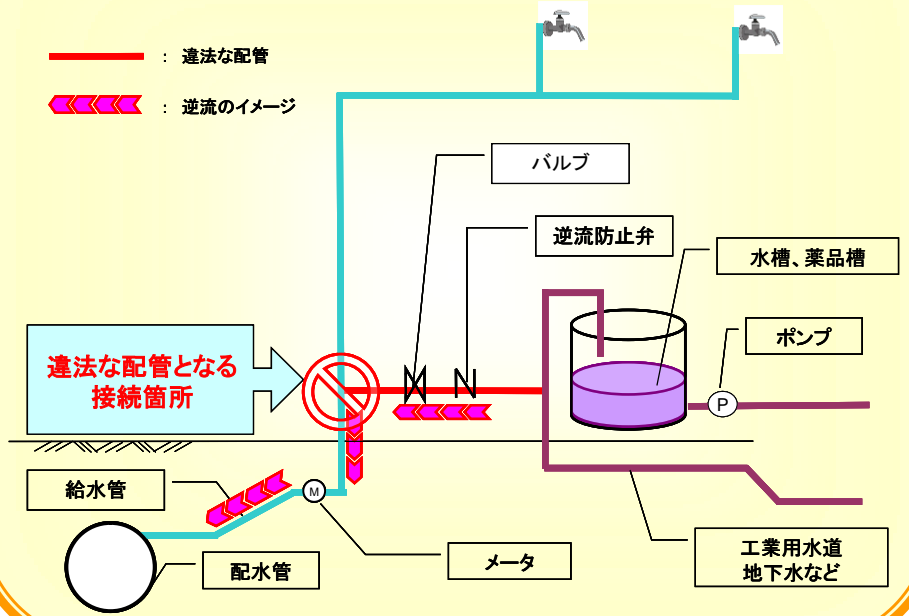
（大阪市水道事業給水条例第10条）

# 違法な配管例

## ◇受水槽下流側の配管と受水槽上流側の配管を直接接続した配管



## ◇工業用水道、地下水などの配管と直接接続した配管



万一、違法な配管となっていることが判明した場合は、  
早急に最寄の水道センターまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

## 指定給水装置工事事業者の皆様へのお願い（ご協力）

お客さまから違法な工事の依頼があった場合は、お客さまに違法工事であることをお伝え願うとともに、工事を請負うことなくお客さまに対して適切な助言等をしていただきますようお願いいたします。

給水装置工事を実施する場合は、必ず水道局へ届出する必要がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(大阪市水道事業給水条例第11条)